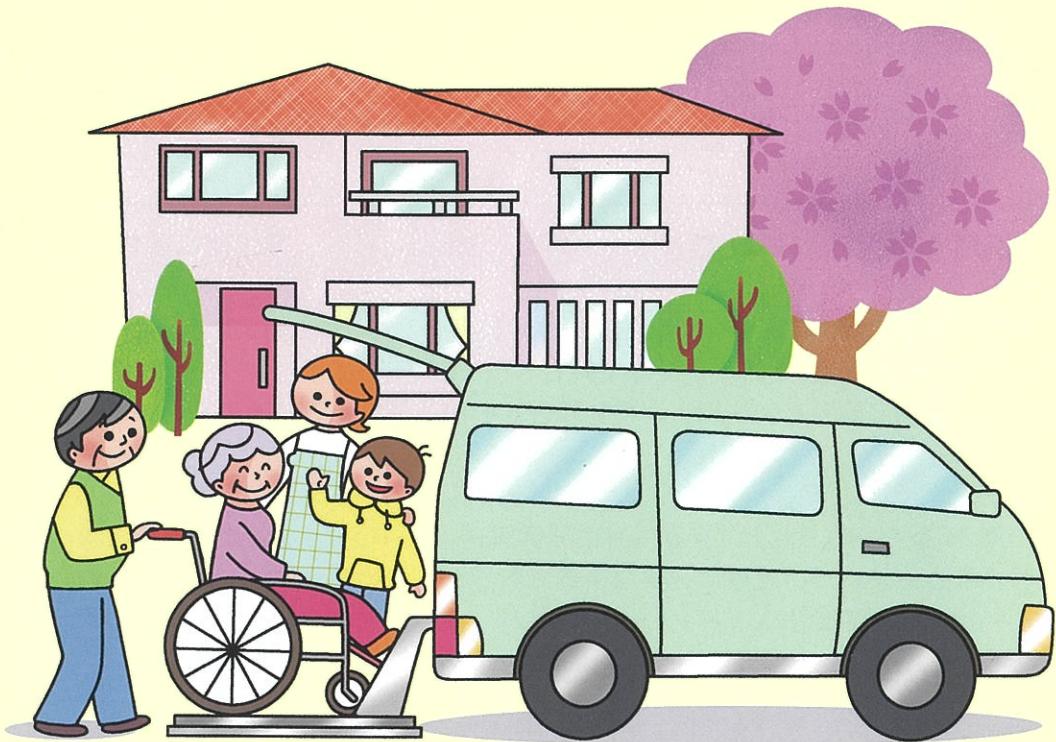


せたがや

福祉移動サービス案内

令和6年3月版



世田谷区障害福祉部

はじめに

電車・バスなどの公共交通機関の利用が困難な方が、車いすに乗ったままで乗車できる車両などを使った福祉移動サービスを利用する場合、利用希望の目的や日時、車いすのタイプなどに適した事業者を選んで、利用予約をする必要があります。しかし、福祉移動サービスを利用するには、事業者や車種の選択、運賃・その他の料金などのしくみが多様でわかりにくい面があります。

この冊子では、福祉移動サービスの利用方法や特徴、連絡先などの情報を掲載しました。利用される方に合った福祉移動サービスを選ぶ際にご活用いただければ幸いです。

この冊子で使用する用語について

○移動困難者

道路運送法施行規則では、自家用有償旅客運送の対象者として、「身体障害者福祉法に規定する身体障害者、介護保険法に規定する要介護認定を受けている者、介護保険法に規定する要支援認定を受けている者、その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者」としています。

○福祉有償運送

道路運送法第78条で定められた「自家用有償旅客運送」の一つです。行政や有識者等で構成される福祉有償運送運営協議会において、地域に必要な事業であるとして協議が調った後に国土交通省関東運輸局に登録します。特定非営利活動法人（NPO法人）等が、移動困難な方を対象として会員制で事業を行っています。

○一般タクシー

道路運送法第4条の許可を受けて、一般乗用旅客自動車運送事業を行なっています。通常は街中をいわゆる「流し」で運行しています。大きな病院等では、タクシー専用乗り場があることが多く、車いすを使用している方も病院からの帰宅に利用しています。

○介護タクシー

道路運送法第4条の福祉輸送限定の許可を受けた一般乗用旅客自動車運送（福祉輸送事業限定）事業者で、通称「介護タクシー」「福祉タクシー」と呼ばれています。この冊子では、「介護タクシー（福祉輸送限定事業者）」と表記しました。電話等による予約利用が必要で、いわゆる「流し」の営業は行っていません。事業者によっては、「消防機関または消防機関と連携するコールセンターを介して、患者等搬送事業による搬送サービスの提供を受ける患者」も対象としています。

目 次

1 福祉移動サービスの種類	3
(1) 利用できる車両の種類	3
(2) 事業者の特徴	5
○介護保険で利用できる訪問介護（外出介助）について	7
2 福祉移動サービスを利用するには	9
(1) 世田谷区福祉移動支援センター『そとでる』を利用する	9
(2) 配車センターを利用する	10
(3) 事業者に直接予約する	11
○障害者割引について	11
3 福祉移動サービスに関連する区の事業	12
(1) 世田谷区福祉タクシー券の給付	12
○世田谷区発行の福祉タクシー券が使用できる事業者一覧	13
(2) 世田谷区リフト付タクシー運行事業	15
4 資料	16
(1) 運賃・その他の料金等	16
(2) 事業者紹介	17
5 その他の外出に関連する事業	48
(1) 自分で（家族が）運転する場合に利用できる制度	48
(2) 公共の交通機関の割引等	49
6 お問合せ先一覧	51
(1) 各総合支所 保健福祉センター保健福祉課	51
(2) あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）	51

1 福祉移動サービスの種類

高齢や障害などのため電車やバスなどの公共交通機関の利用が困難な方が外出する際、家の前まで迎えに来て、目的地まで車で移動できるサービスが必要となります。このようなサービスを「福祉移動サービス」といいます。福祉移動サービスにはいくつかの種類があります。利用される方の状況に合ったサービスを選ぶため、ここでは車両の種類と運営する事業者の種類を紹介します。

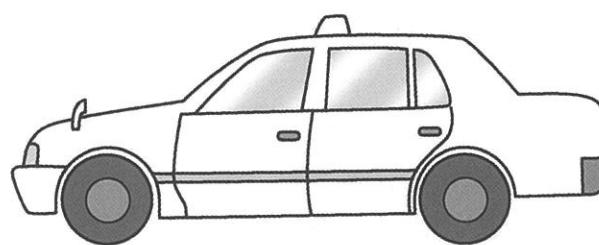
(1) 利用できる車両の種類

乗車方法によって利用できる車両の種類が異なります。利用される方に適した車両を配車できる事業者に依頼する必要があります。

ア. 福祉装備のない車両：座席に自分で乗り降りする

乗り降りのための特別な装置のない車を「セダン車両」と呼んでいます。

ご自分で、あるいは付き添いの方が手伝うことで座席の乗り降りができる方が利用します。高齢や様々な障害、疾病などのため、バスや鉄道での外出が大変な方、長い時間歩くのが難しい方などに適しています。

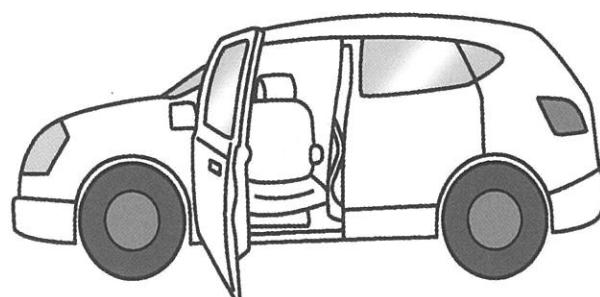


イ. 福祉車両

① 回転シート車・リフトアップシート車：座席に介助で乗り移る

回転シート車は、助手席や後部座席が外側に回転します。またリフトアップシート車は、座席が電動で回転し車外へスライドダウンし、乗り降りしやすくなります。

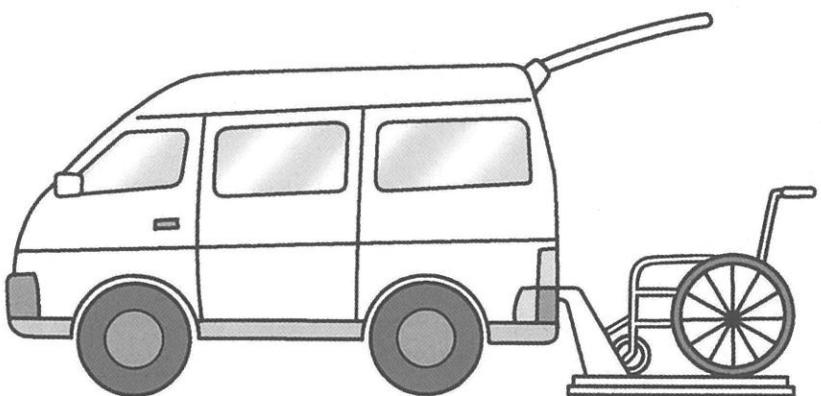
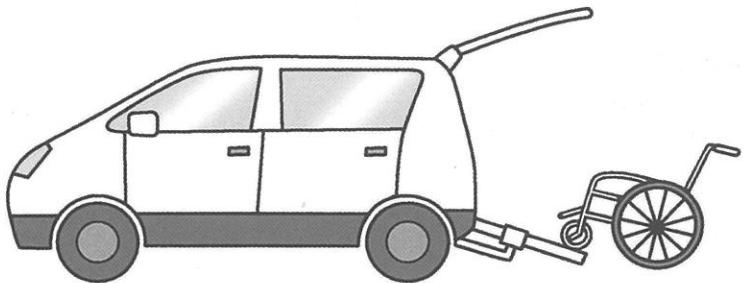
セダン車両の座席の乗り降りの動作が難しい方、車いすのままではなくシートにゆったり座って移動したい場合に向いています。



② 車いす仕様車（リフト車・スロープ車）：車いすのまま乗る

車いすのまま乗り降りするための装置のついた車両です。

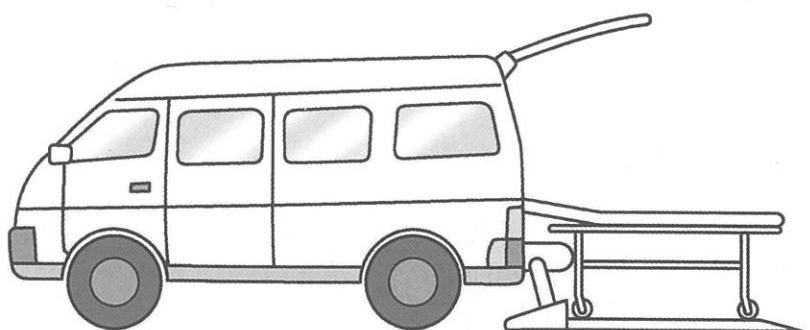
車両の大きさは軽自動車から大型車両まであり、お使いの車いすの形や、同行者の人数などで選びます。車両内の広さや、リフトに乗降できる車いすの大きさなどは事業者にご確認ください。



③ ストレッチャー仕様車：ストレッチャーのまま乗る

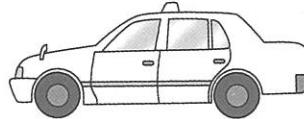
寝たままの状態で利用できる車両です。ストレッチャーとは横になったままの姿勢で移動する方のための車輪つきの簡易ベッドです。

利用の際には、ベッドからストレッチャーへの移乗介助を誰が行うのかなど、事前に確認が必要です。運転手 + 1名の2人体制で対応できる事業者もありますが、介助料金も2人分かかります。



(2) 事業者の特徴

① 一般タクシー



一般タクシーはドアツードアのサービスで、病院や駅前などで気軽に利用できます。最近では、シートを折りたたんで車いすのまま乗ることもできる「ユニバーサルデザインタクシー（通称：UDタクシー）」を導入する事業者も増えてきました。ただし、雨や雪の日など、多くの人がタクシーを使う場合には、時間通りに呼べるとは限りませんので注意が必要です。

⇒参考：P.13 一般タクシー事業者

【利用方法】

- タクシー利用では、道路を走っている車両を呼び止めて利用する、いわゆる「流し」の利用や、病院や駅で「付け待ち」している車両の利用が一般的です。
- タクシー会社やタクシー会社が加盟する無線グループに電話して、乗りたい場所に呼ぶことができます。

【料金・運賃】

基本的にメーター（距離制）運賃です。運行内容によっては時間制や定額制の場合があります。

② 福祉ハイヤー

福祉ハイヤーはタクシー会社の福祉車両部門で、多くがストレッチャー（寝台）のまま利用できる大型の福祉車両による運行を行っています。

【利用方法】

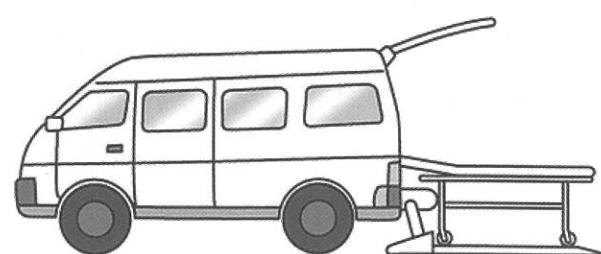
事前に予約が必要です。タクシー会社に直接電話して、配車を依頼します。

【料金・運賃】

多くの場合、車両が営業所を出てから戻るまでの時間制運賃です。介助料や設備使用料がかかる場合もあります。金額については、必ず予約時にご確認ください。

【介助】

- 民間救急としての車両を持つ事業者では、階段などの重介助ができる場合があります。
- 料金は事業者により異なりますので詳しくは直接お問い合わせください。



③ 福祉有償運送事業

公共交通機関の利用が難しい方を支援するため車両を運行する市民活動のサービスです。特定非営利活動法人（NPO法人）等が、会員制で移動サービスの事業を行っています。運転は国土交通省の定めた講習などを修了したスタッフが担当し、安全運行のための体制を整備しています。運賃は比較的安価ですが、別途入会金や会費が必要なので、繰り返し利用する方に向いています。

⇒参考：P.19 世田谷区内の福祉有償運送事業を行う法人

【利用対象者】

公共交通機関の利用が難しい方。利用に際しては会員登録が必要です。

【利用方法】

- 所在地や活動内容などから入会したい法人を選び、会員になります。
- 利用の際は、事前に予約が必要です。予約方法は法人により異なります。

【料金】

- 利用料金は、一般的なタクシーの概ね2分の1程度とされています。利用料金は「運送の対価」として時間と距離を組み合わせて算出した料金のほか、法人により介助料、事務手数料などがかかります。
- 入会に際しては、多くの法人で入会金や会費などが必要です。

【介助】

- 車両の乗り降りのみを行う事業者や、軽介助を行うなど様々です。
- 料金は法人により異なりますので詳しくは直接お問い合わせください。

④ 介護タクシー（福祉輸送限定事業者）

利用対象者が公共交通機関での外出が難しい方に限定されているタクシーです。個人あるいは比較的小規模の事業者が、車いすやストレッチャーのまま乗車できる車両で運行しています。民間救急としての車両を持つところもあります。利用目的は問いません。

⇒参考：P.21 世田谷区とリフト付タクシー運行事業の協定を結んでいる介護タクシー等事業者

【利用方法】

- 各事業者に直接電話して配車の予約をします。
- 道路を走っている車両を呼び止めて利用する、いわゆる「流し」では利用できません。
- リクライニング式車いすやストレッチャーのまま乗車する場合には、対応可能かどうかを予約時に確認する必要があります。

【料金・運賃】

- 運賃についてはメーター制、メーター制と時間制の併用の事業所があります。
- 運賃のほか、**予約料、迎車料、介助料**などがかかります。
- 利用に必要な金額は事業者により異なるので、**予約時に必ずご確認**ください。

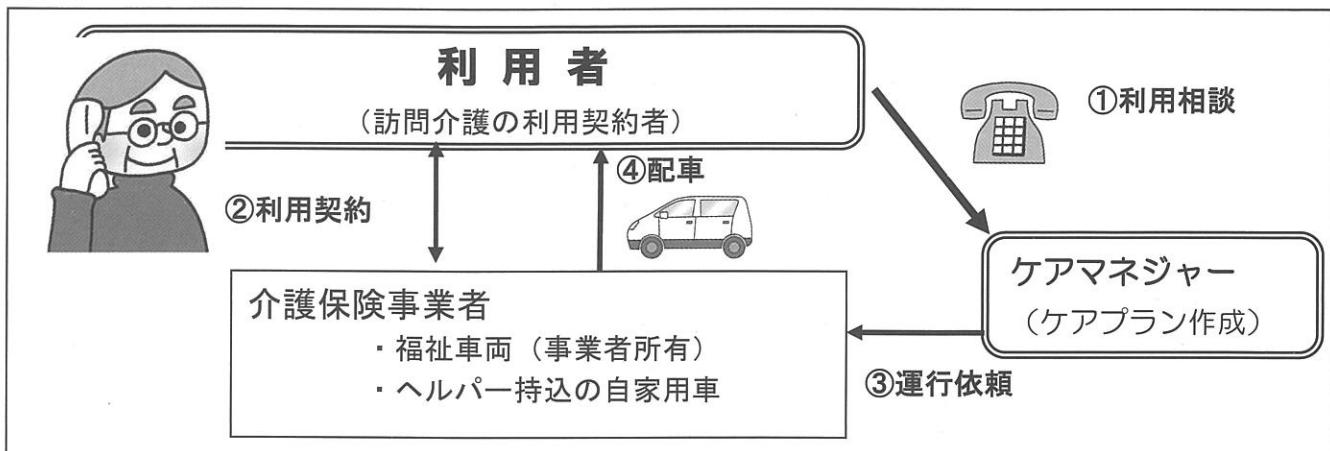
【介助】

乗り込みの介助のほか、階段など重介助も対応できる事業者もあります。対応可能な内容や介助料の金額は事業者により異なります。

⑤ 介護保険事業者のタクシー

乗降の介助などが必要な方などに対して、介護保険事業者が介護タクシー（福祉輸送限定事業者）等の許可も受けて運行を行います。福祉車両だけでなく、ヘルパーが運転する自家用のセダン車両で許可を受けた事業者もあります。

→参考：P.47 介護保険事業者



【利用対象者等】

- ・介護保険の要介護1～5の認定を受けた方です。
- ・利用の目的は、通院などに限られています。

【利用方法】

- ・利用者・家族が介護保険のケアマネジャー（介護支援専門員）に相談します。
- ・利用目的や内容、時間などをケアプラン（居宅サービス計画）に位置付けます。
- ・利用者と事業者とで利用契約を結びます。
- ・実際に利用する際には事前に予約が必要です。

【料金・運賃】

- ・運行部分はタクシーのメーター運賃が多いですが、時間制や定額制の場合もあります。
- ・乗り込みの前後に必要な介助をケアプランに組み込むことで、介助の部分は介護保険の利用者負担分（1または一定以上の所得のある方は2割もしくは3割）で利用できます。タクシーの運賃・料金は別途かかります。
- ・介助をケアプランに組み込めない場合は自費による利用となりますが、事業者により料金等は異なります。

○介護保険で利用できる訪問介護（外出介助）について

【運行を行う事業者】

介護保険の訪問介護事業者で東京都に「通院等乗降介助」の届出をしている事業者であって、介護タクシー（福祉輸送限定事業者）等の許可を受けている事業者が運行を行います。

【制度の内容・対象】

自宅からの通院等の際に、訪問介護事業者のヘルパーが行う目的地へ行く準備を含めた乗車・降車の介助や乗車前後の移動等の介助について、介護保険により1割または2割もしくは3割の負担で利用できます。**運賃相当分については保険給付の対象とならず、利用者の負担となります。**

利用にあたっては、ケアマネジャー等によるケアプランの作成が必要です。目的地が複数あって、居宅が始点または終点となる場合は、目的地間（病院間等）の移送や、通所サービス・短期入所サービスから目的地（病院等）へも同一事業者が行うことを条件に算定できます。

例1 居宅 → 通所介護事業所 → 病院 → 居宅

① ②

①・②は算定

例2 居宅 → 病院 → 通所介護事業所 → 居宅
 ① ② ③

①・②は算定

例3 居宅 → 病院 → 病院 → 居宅
 ① ② ③

①・②・③は算定

※対象となるのは、要介護1～5の方です。要支援1・2の方は利用できません。

【利用者負担】

- 運行部分は、利用する事業者の許可内容によるタクシー運賃（距離制や時間制、事業者によっては定額制運賃など）を支払います。
- 介助に関する部分については、運賃とは別に、介護保険の利用者負担額（1割～3割）がかかります。
※ 介護保険対象外となる場合は、別途自費による介助費用などがかかります。予約の際に事業者にご確認ください。
- 介護保険の算定については、「通院等乗降介助」・「身体介護」のいずれかによります。

(ア) 通院等のための乗車または降車の介助

要介護者（要介護1～5）である利用者に対して、通院等のため、指定訪問介護事業者の訪問介護員等（ヘルパー）が、自ら運転する車両への乗車または降車の介助を行うとともに、併せて、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助、または通院先での受診等の手続き、移動等の介助を行った場合に、片道1回につき算定されます。

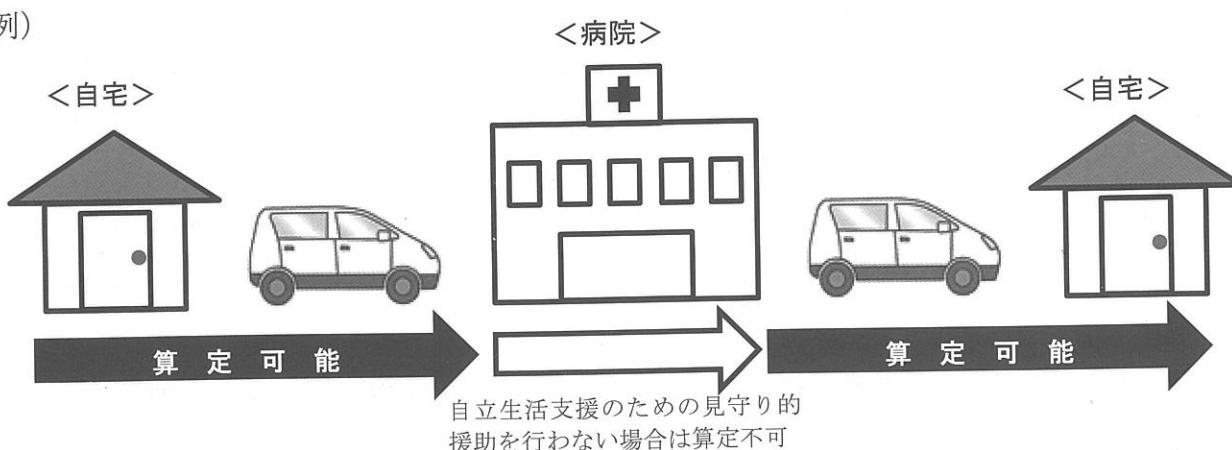
(イ) 身体介護中心型

- 要介護4または要介護5の利用者に対して、通院等のための乗車・降車介助の前後に連続して相当の所要時間（20～30分以上）を要し、かつ身体介護等を行う場合には、その所要時間に応じた「身体介護中心型」の所定単位数が算定されます。
- 要介護1から5の利用者に対して、「通院等のための乗車または降車の介助」の前後に連続して行われる行為のうち、外出に直接関連しない身体介護（入浴介助、食事介助等）については、その所要時間が30分から1時間程度以上を要し、かつ身体介護が中心である場合に限り、外出に直接関連しない身体介護及び通院・外出介助を通算した所要時間（運転時間を控除する）に応じた「身体介護中心型」の所定単位数が算定されます。
- ①、②の場合には、「通院等のための乗車または降車の介助」は算定されません。

【留意点】

- 病院・診療所内での介助は原則として病院スタッフが対応するものと考えられています。
通院先の受診等の手続き、薬の受取等を介護保険対象サービスに含める場合がありますが、「自立生活支援のための見守り的援助」を行わない移動中や受診時の単なる待ち時間は、サービス提供時間に含まれません。

例)



2 福祉移動サービスを利用するには

(1) 世田谷区福祉移動支援センター『そとでる』を利用する

どこを選んだらよいか分からぬ場合、いつもお願いしている事業者の予約が取れない場合など、サービス選びに困ったら「世田谷区福祉移動支援センター『そとでる』」にご連絡ください。

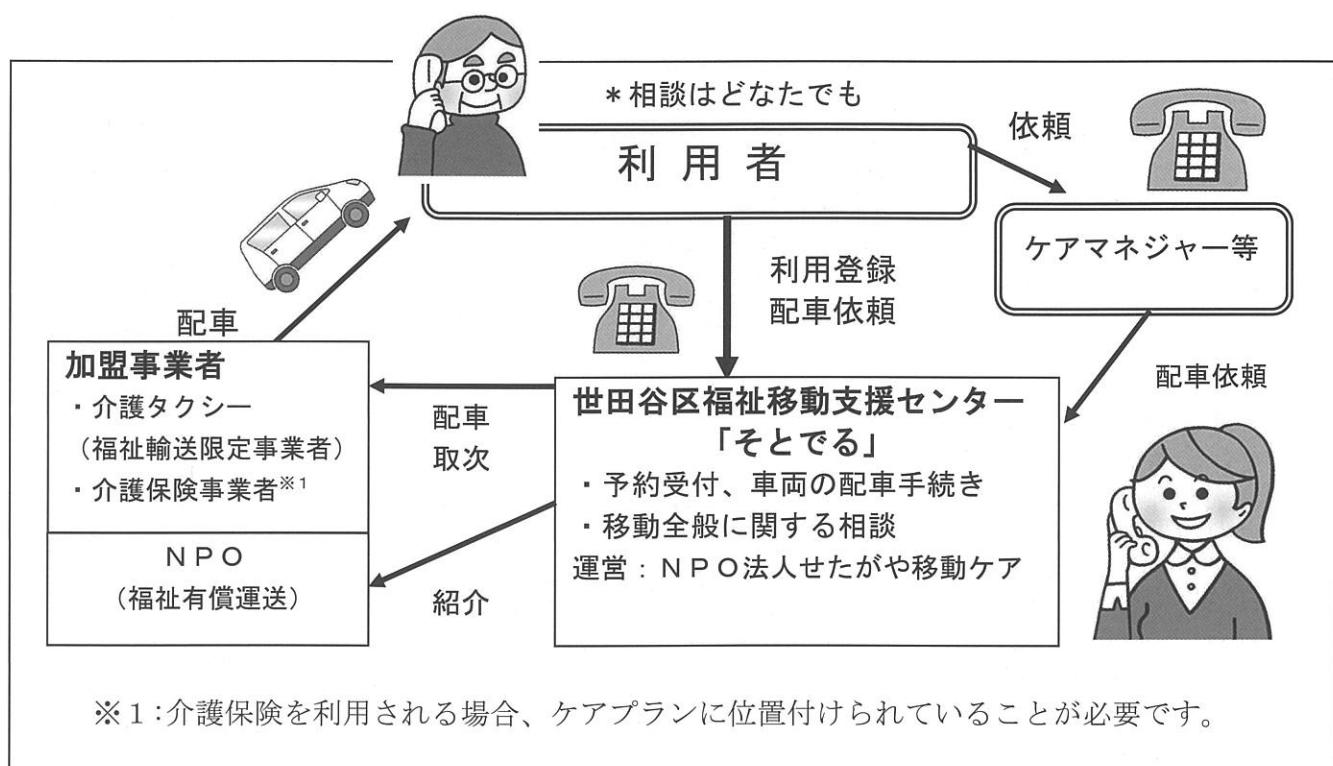
連絡先：03-5316-6621

FAX：03-3329-8311

受付：月曜日～金曜日の午前9時から午後5時（祝祭日を除く）

ホームページ：<http://www.setagaya-ido.or.jp>

*利用者からの直接予約、相談機関からの依頼など、どなたからでも受け付けます。



【利用登録できる方】

- ・介護保険の要支援、要介護の認定を受けている方
- ・障害（身体・知的・精神等）のある方
- ・一人では公共交通機関による外出が困難な方

【配車依頼方法】

- ① 電話またはFAXで利用者氏名、連絡先電話番号などを伝え利用登録をします。
- ② ご希望の日時、乗車地の住所と名称、目的地の所在地などを伝えて配車を依頼します。
- ③ 「そとでる」は、加盟事業者の中から依頼内容に対応できる介護タクシー（福祉輸送限定事業者）を探します。内容により福祉有償運送を紹介することがあります。
- ④ 担当する事業者が決まると、その事業者から連絡が入り、配車予約内容の確認などを行います。

* 運賃・料金等は事業者で異なります。事業者からの連絡の際に必ずご確認ください。